基本目標１子どもの将来にわたるウェルビーイングを支援します

Ａ：妊娠前から幼児期まで（１）母子の健康支援

No.	事務事業名	事業概要等	事業内容	令和7年度成果と課題
1	妊娠期支援事業	妊婦教室・妊婦訪問事業 妊婦健康診査事業	妊婦等に対し妊娠・出産・育児に関する教室を開催するとともに、情報提供や相談・支援を行う。	令和7年度は中期健やか教室を６回開催し、25人が参加した。教室では妊娠中の生活や栄養について話し合ったり、父親が妊婦体験ジャケットを着用し、妊婦の身体的変化の体験などを行った。また、福岡女学院看護大学と共催している後期すこやか教室には37人が参加した。参加者数は令和5年度から増加を続けており、夫婦そろっての参加も増加している。今後も多機関と連携し、開催周知を図っていく。
2	産前・産後支援事業	乳児家庭全戸訪問等事業 産前・産後子育て支援事業	（乳児家庭全戸訪問等事業） おおむね生後４か月までの乳児のいる全家庭を、保健師、助産師又は保育士が訪問し、子育て支援情報の提供、養育に関する指導及び援助等を行う。 （産前・産後支援子育て事業） 顔の見える信頼関係の構築からＳＯＳを出しやすい関係を築き、産前・産後の不調の早期発見・早期支援につなげ、産後うつの発症や重症化の予防、産後不調の軽減を図る。	市内在住のすべての家庭に乳児家庭全戸訪問を実施（訪問率99.1%）した。子育ての孤立化を防ぐため不安や悩みを聞き、産後ケアや親子の居場所を中心に、子育て支援に関する情報提供をすることができた。また、全戸訪問後に支援や見守りが必要な家庭に対して、養育支援訪問を実施した。引き続き、子育ての初期段階から妊婦に寄り添い、子育ての初期段階から伴走型支援できるような体制を継続していく。 保健師、助産師、管理栄養士、保育士による訪問を行い、妊娠期から顔の見える信頼関係を築くことでＳＯＳを出しやすい関係の構築に努めた。それぞれの妊婦に応じた支援ができるよう、妊産婦の現状を把握し必要な情報の提供を行った。 産前・産後ヘルパー派遣事業、産後ケア事業を実施している。産後ケア事業については、助産師による訪問型（アウトリーチ）や日帰り型（デイサービス）の産後ケア利用者が増加し、宿泊型（ショートステイ）の産後ケアは減少傾向にある。預かれる子どもの月齢が低く設定されていることも要因の一つと考えられることから、4カ月以上児を預かった場合の加算等を検討する必要がある。
3	妊娠経済的支援事業	低所得妊婦を対象に初回産科受診料を助成	（妊婦健康診査事業） 妊婦に対し、妊婦健診費用を助成し、適正な妊婦健康診査の受診を促す。	低所得の妊婦に対して経済的負担の軽減を図るとともに、妊婦が置かれている状況を把握し必要な支援に繋げる事業であり、令和7年度実施件数は8件となった。 経済的に不安を抱える妊婦に、妊娠判定のための受診を受けやすくし、更なる妊婦支援に繋げていく必要がある。
4	出産経済的支援事業	経済的理由で入院助産を受けられない妊婦に対する支援	（助産施設入所管理事業） 経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦が、安全な出産及び健やかな産後を迎えられるように支援する。	相談は数件あったが、助産対象施設でない病院での出産等で、利用要件が合わずに利用に至らなかったが、安全に出産できるよう関係機関と連携を図り支援を行った。
5	乳幼児健康支援事業	乳幼児健康診査事業 離乳食指導事業 メディア啓発事業	（離乳食指導事業） 生後５か月から１歳までの乳児とその保護者を対象に、離乳食教室を実施する。 （乳幼児健康診査事業） 子どもの健康の保持及び疾病予防、早期発見を図るため、生後４か月、10か月、１歳６か月、３歳児を対象とした乳幼児健診及び育児相談会を行う。 （メディア啓発事業） 社団法人日本小児科医会「子どもとメディア」対策委員会における提言書内容を中心に、乳幼児期におけるメディアとの関わりについて保護者に啓発を行う。	子育て相談のうち離乳食に関する相談は多いため、離乳食教室においても気軽に相談できる場を設けて対応している。 また、電話や訪問による相談対応も行い、個に応じた支援を行った。 １歳６か月児健康診査の年度末受診率は97.9%及び３歳児健康診査の年度末受診率は99.3%となっている。今後も引き続き健診後のフォローや、未受診者への受診勧奨を実施し、乳幼児の健康保持増進を図る必要がある。 メディア啓発については、メディア漬けの生活では外遊びの機会の喪失、運動不足、コミュニケーション不足などにつながる恐れもあるが、一方できょうだい児と一緒に観てしまうなど、それぞれの家庭での状況が異なるため、個別アプローチも必要である。
6	小児感染症対策事業	小児予防接種事業	伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を予防するために予防接種を行う。	RSウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンについて令和8年4月1日から定期接種の対象となったことから対象者へ複数回、制度の説明や接種可能期間等について通知を行うなど制度周知に努めた。また、おたふくかぜワクチンが令和７年を通じて供給不足の状況が続いていたため、おたふくかぜワクチンの一部公費負担の対象を令和8年度のみ満1歳から小学校1年生までに拡大した。
7	子ども発達支援事業	就学前の乳幼児及び保護者への発達に関する相談・検査・紹介	発達に課題のある乳幼児や保護者への支援を行う。 また、園の支援者に対して発達特性への理解に関する支援を行う。	令和２年度から継続して、こども発達ルーム事業委託を実施。相談支援、グループ活動、保護者支援、巡回相談、療育研修会、Dr.健診などを行い、子どもの発達支援及び保護者や支援者に対しての支援を行った。令和7年度の実利用者数は363人。各園対し、巡回相談に向けた事前研修会を実施した。また年長保護者勉強会とあわせて、年中保護者勉強会を実施した。

基本目標１子どもの将来にわたるウェルビーイングを支援します

Ａ：妊娠前から幼児期まで（１）母子の健康支援

No.	事務事業名	事業概要等	事業内容	令和7年度成果と課題
8	食生活改善推進事業	ライフステージに応じた食育の推進	市民が生涯にわたって健やかな生活を送ることができるよう、健全な食生活を実践する力を身につけるとともに、食の関心を高めるため、食生活改善に関わる市民団体や食に関する関係者と連携し、子どもから高齢者まで各ライフステージに応じた食育を推進する。	食に対する関心を高め健康的な行動を選択できるよう食生活改善推進員と連携し出前講座や小中学生への食育活動（みそづくり、スタンドアローン事業と連携した調理実習、親子料理教室など）を実施した。また、朝食摂取の推進やバランスよく食べること、野菜摂取量向上を目的に、食生活改善推進員が考案したレシピを市ホームページやYouTube、料理カードなどで紹介。料理カードは自由にとれるよう市内６ケ所に設置した。 産学官連携の「古賀式私の朝プロジェクト」では、若い世代を対象とした事業を展開した。 更に、減塩を意識してもらう機会としてライフステージが変わるタイミングで婚姻届出者、妊娠届出者に計量カップや計量スプーンを配布した。若い世代の食に対する関心が薄れてきており、若い世代が興味を引く情報発信の工夫が必要であり、今後も関係課や関係機関等と連携した取り組みが必要である。

基本目標１子どもの将来にわたるウェルビーイングを支援します

Ａ：妊娠前から幼児期まで（２）親子の成長と交流の場の支援

No.	事務事業名	事業概要等	事業内容	令和7年度成果と課題
1	子育て応援事業	子育て応援サポーター活動推進事業	地域の中で子育ての応援ができる体制を構築するため、子育て応援サポーターを養成する。	母子保健事業、子育て支援事業及び訪問活動等を行い、引き続き地域と市が一体となって子育て世帯の支援を実施した。 広報等でサポーター養成の周知を行い、年2回の養成講座を実施。課題として応募数の少なさや地域によってサポーター数にばらつきがあり、世代交代していく時期に来ているため、今後も様々な機会をとらえて、子育て応援サポーターへの登録を働きかけていく必要がある。
2	乳幼児親子交流・支援事業	乳幼児親子居場所提供事業 ～つどいの広場でんでんむし事業～ 地域乳幼児親子交流促進事業 ～ミニつどいの広場事業～ IPPOプログラム事業	子育て中の親子が気軽に利用し、参加者同士のふれあいにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供する。	身近に気軽に、地域の中で子育てがしやすい環境を充実する必要があるため、学童保育所での実施に加え、地域展開として、土曜広場、パパ・ママ講座、公園ミニつどい、オンライン広場を実施した。各事業への父親の参加も増加しており、交流の場となっている。また発達や子育ての相談ができる居場所「COCOほっと」を土曜ミニつどい広場に設置し、センターにつなぐことができた。多胎児の親子も参加しやすいように、多胎児育児の経験のあるスタッフを配置したり、多胎児同士の交流も企画したが、参加のタイミングが合わず、多胎児親子同士の交流ができなかった。
3	地域乳幼児親子交流・支援事業	乳幼児親子交流事業 ～親子あそび事業～	乳幼児の保護者の子育てへの不安感や孤立感を軽減するため、青柳児童センター・千鳥児童センター・ししぶ児童センターで、親子あそびや仲間づくりができる乳幼児事業を行う。	各児童センターで保育士資格を持つ職員が中心となり、季節に応じたあそびの企画・運営を行う「乳幼児親子あそび」を月１回～４回開催し、多くの乳幼児親子が参加した。 年間の総実施回数は昨年度と同回数であったが、乳幼児参加者数は３児童センター合わせて882人となり、令和6年度（791人）から増加した。
4	読書活動促進事業	子ども映画会事業 読み聞かせ促進事業・おはなし会事業 セカンドブック事業	（視聴覚資料利用促進事業・子ども映画会事業） 子どもの豊かなこころや感性を育むとともに映画の楽しみを伝えるため、図書館に所蔵する子ども向けの視聴覚資料を上映する。	子ども映画会を実施（年２回 （7/30 [夏休み企画]、 3/25 [春休み企画]）） 図書館ＡＶ資料を上映することで、来館のきっかけとなり貸出促進が図られ、成果は大きいと評価する。今後は、上映作品の選考や開催時期、周知方法の工夫等により更なる参加者につなげていく。

基本目標１子どもの将来にわたるウェルビーイングを支援します
Ａ：妊娠前から幼児期まで（３）幼児教育・保育サービスの充実

No.	事務事業名	事業概要等	事業内容	令和7年度成果と課題
1	公立保育所管理運営事業	公立保育所管理運営事業	公立保育所の管理運営を行う。	適正に公立保育所の管理運営をすることができた。
2	幼児教育・保育支援事業	施設型給付 施設等利用給付 乳児等通園支援事業	保育施設等への入所調整や認定に取り組むとともに、幼児教育・保育施設で実施される教育・保育に対して、運営費を給付する。 また、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認定や保育施設等で実施される乳児等通園支援に対して、運営費を給付する。	適正な保育施設等への入所調整や認定、運営費の支給に取り組むことで、円滑な保育施設運営ができるよう支援することができ、きょうだい児カウントの変更や対象施設の拡充による第3子以降の保育料無償化の拡充に取り組むことで、多子世帯を支援することができた。 また、乳児等通園支援事業（ こども誰でも通園制度 ）を令和8年4月の本格実施に先駆けて、令和7年7月から、利用時間を国基準の月10 時間に対し市独自に10時間を上乗せし月20時間として実施することで、すべての子どもの育ちと学びを応援することができた。
3	保育サービス提供事業	延長保育事業 休日保育事業 病児保育事業 一時預かり事業 医療的ケア児支援事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常保育時間外の延長保育、日曜・祝日の休日保育（花見光こども園）、病気の子どもを医療機関併設施設で預かる病児保育（こでまり小児科クリニック等）、医療的ケアが必要な子どもの保育、保護者の病気や冠婚葬祭・リフレッシュ等に対応する一時預かり保育（市内4園）に対して、補助金等を交付する。	保育施設等が実施する延長保育・休日保育・病児保育・医療的ケア児保育・一時預かり保育等に対して、補助金等を交付することで、保護者の就労形態の多様化や病気・冠婚葬祭・リフレッシュ等に対応する保育サービスを提供することができた。
4	保育提供体制確保事業	保育補助者雇上強化事業 保育士宿舎借り上げ支援事業 合同就職説明会支援事業	保育提供体制を確保するため、保育施設の保育士確保や運営に対して、補助金を交付する。	保育施設等が実施する保育士の負担軽減のための人材配置や保育士の宿舎借上支援、合同就職説明会の開催等に対して、補助金を交付したが、保育士等の不足による待機児童数は、４月時点ではゼロを堅持したが、年度末に向けて増加し、3月時点では57人となった。
5	私立保育施設整備支援事業	私立保育施設整備支援事業	保育施設の施設整備・機能拡充のため、保育施設の施設整備・機能拡充に対して、補助金を交付する。	保育施設が実施する保育施設の施設整備・機能拡充に対して、補助金を交付することで、保育施設等の防犯対策の強化を図ることができた。
6	幼児教育・保育向上事業	子どもの育ちと学びを支える教育・保育事業 要支援児童加配事業	幼児教育・保育の向上のため、保育施設・幼稚園が実施する独自の活動に対して、補助金を交付する。 また、要支援児童の心身の発達を促すとともに、社会生活に必要な基礎的能力を養うために、公立保育所に必要な加配職員を配置するとともに、保育施設等の加配職員の配置に対して、補助金を交付する。	保育施設等が実施する独自の活動に対して、補助金を交付することで、保育施設等の幼児教育・保育の充実を図ることができた。 また、保育施設等の要支援児童への加配職員の配置に対して補助金を交付することで、要支援児童の発達を促すことや要支援児童と他の在園児が集団生活を通して共に育ち合うこと、保育士の負担を軽減することができた。

基本目標１子どもの将来にわたるウェルビーイングを支援します

B：学童期・思春期（１）教育環境の充実

No.	事務事業名	事業概要等	事業内容	令和7年度成果と課題
1	外国語教育促進事業	外国語教育の促進	外国語指導助手（ALT）を各小中学校に派遣し、外国語教育を実施することで、英語によるコミュニケーションを図る資質・能力を養うとともに異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化をもつ人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。	ALT3名を小中学校及び教育支援センターに派遣し、場に応じた自然な外国語の使い方や発音等に触れることで、外国や外国人、外国語への興味が喚起されるとともに学習意欲の向上につながった。また、授業時間でALTの出身国の文化などを紹介したり、休み時間、掃除、給食等をとおして児童生徒と関わる時間を持ったり、異文化理解が促進された。 夏休み英語体験活動を、年齢に応じた内容で実施し、短期間で多くの児童がALTと英語でコミュニケーションしながら世界を身近に感じることができた。
2	ICT教育推進事業	ICT教育の推進	予測困難な時代を生きる子どもたちが未来を自ら切り拓いて生き抜くための資質・能力の育成を図るため、情報を読み解き活用する能力を身につけるICT教育を推進し、児童・生徒が知・徳・体のバランスのとれた生き抜く力を育む学習の場を提供します。	個別最適化された学びや協働的な学びの一体的推進をめざし、児童生徒1人1台のパソコン端末を活用した学習を支援する体制として、ICT支援員1名を配置し、小学校へは月2回程度、中学校へは月1回程度巡回できる体制を整備した。また、主任ICT支援員1名を配置し、ICT支援員に対する業務管理や指導助言を行った。 AIの利活用の推進のため、「古賀市生成AI利活用ガイドライン」を作成した。
3	キャリア教育推進事業	社会で働くためのマナーの習得 多様な職業人との交流	小学校５年生児童全員を対象に、講師を招いて「接遇マナー研修」を実施する。	全小中学校でキャリア教育全体指導計画を立案実施し、小中の系統性と児童生徒の発達段階に応じた計画的組織的な取組を行った。 小学校から中学校まで繋がるキャリア教育として講師による接遇マナー研修を中学校１年生と小学校５年生で実施した。9/8～10/29の期間、全小中学校で学年指導学級での指導を含め接遇マナー研修を実施した。
4	学校読書活動推進事業	学校読書活動の推進	予測困難な時代を生きる子どもたちが未来を自ら切り拓いて生き抜くための資質・能力の育成を図るため、言葉を学び想像力を豊かにする学校読書活動を推進し、児童・生徒が知・徳・体のバランスのとれた生き抜く力を育む学習の場を提供します。	読書週間の設定や図書委員会による人形劇やビブリオバトル等の取組、読書量の視覚化、保護者や地域の方の読書ボランティアによる読み聞かせ、司書による小学校低学年向けの本の紹介冊子の作成等の取組で、読書に関心を持つことにつながった。 図書の時間に本の調べ方の学習等を行うことにより、読書指導の充実が図れた。 学校図書館の利用が少ない児童生徒や児童生徒の読書離れに働きかける必要がある。
5	学校運営協議会事務	学校、保護者、地域住民による学校運営協議会の開催	学校が掲げる教育目標の実現に向け、地域住民が学校の応援団として教育活動を支援する。	古賀市のコミュニティスクールとして、学校運営協議会の中に「地域学校協働活動推進員」を位置付け、令和７年度は、各学校に１名以上、計１５名に委嘱し、地域と学校をつなぐ活動を推進した。
6	学習支援アシスタント事業	地域住民参画による子どもたちの学びの支援	市内小中学校において、授業中の個別支援、放課後補充学習、質問教室、長期休業中補充学習等に学習支援アシスタントを派遣し、学力が十分に身についていない児童生徒への支援を行う。	11 校中９校で学習支援アシスタントを任用し、児童生徒に対し、きめ細かな学習支援を行った。
7	特別支援教育推進事業	教育支援委員会の開催 特別支援教育支援員の配置 特別支援教育相談室(ひまわり教室)の運営 通級指導教室・特別支援学級の整備	（特別支援教室事業） 特別な教育的支援を要する児童生徒の困難さ（検査、行動観察）を把握し、支援を要する児童生徒の効果的な支援を提案する。 必要に応じて、教師や保護者の相談を受ける。 特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員と連携をとりながら、支援体制の充実を図る。	各学校での特別支援教育の状況に対し、学校からの要請に応じて特別支援教育相談室「ひまわり教室」の主任相談員を派遣し、指導についての助言や情報提供を行った。検査面談訪問支援R7:917回 授業観察や保護者面談等により、検査の必要性を見極めるとともに、就学進学に際し、関係機関等でより連携し、スムーズな就学相談、支援を継続する。

基本目標１子どもの将来にわたるウェルビーイングを支援します

B：学童期・思春期（１）教育環境の充実

No.	事務事業名	事業概要等	事業内容	令和7年度成果と課題
8	多様な人的配置推進事業	少人数学級対応講師の配置 日本語指導講師の配置 小学校教育支援員の配置	（日本語対応支援事業） 日本語指導が必要な児童を調査・把握し、日本語指導講師の派遣・配置を行う。	市費で日本語指導講師を配置し、県費日本語指導教員と連携しながら、個に応じたきめ細かな学習や生活での支援を行った。
9	教職員指導力向上事業	市主催研修会の開催 教師用指導書等の整備	（教職員研修活動支援事業） 教職員等に対し、学校運営・校内研修・生徒指導・特別支援教育・英語教育等に係る市主催の研修会を実施し、教職員等の資質向上を図る。	市教育委員会主催研修(年間37回)を行うとともに、学校と市教育委員会指導主事による論文研修の指導を２６人に対して実施したり、１４人の初任者への授業参観や教科指導を実施したりすることにより、個々の教員の課題に応じた授業改善につながった。
10	スタンドアローン支援事業	スタンドアローン(一人で立つ)支援事業	経済的に厳しい世帯の中学生や様々な問題を抱える中学生を中心に据え、参加者一人ひとりが意欲を持って生きられるよう、家庭学習支援、社会体験学習支援を実施する。また、学校や家庭とは違った形での居場所提供を行う。 これらの支援を通し、進路（進学）など自分の将来に夢を持てるような事業を計画し、実施する。	学習支援では参加した中学3年生全員が希望する高校に進学することができた。また社会体験学習支援では、年7回（七夕飾り、クリスマス会、人権教室「インターネットと人権」「デートＤＶについて考えよう」、調理実習（２回）、ボールゲームレクリエーション）を実施し、子ども達の生き抜く力につながった。 学校や関係機関と連携することで、支援が必要な生徒に寄り添うことができた。（参加者R5：59人、R6：68人、R7年：62人） また、学習環境の充実を図るため、令和４年度から試行的に始めた軽食の提供を継続して行うことで、子ども達の学習への意欲につながった。
11	人権意識向上事業	じんけん平和教室 子ども向け人権啓発講座 ～ひだまりパスポート～	（地域人権啓発事業・じんけん平和教室） 公募した市内小学生を対象に、県内戦跡や長崎原爆資料館周辺戦跡等にてフィールドワークを行い「命の大切さ」「平和の尊さ」について考える学習を行う。 （地域人権啓発事業・多文化交流教室（ひだまりパスポート）） 公募した市内小学生を対象に、自分の国とは違う「言葉」「文化」「遊び」などを学ぶことで「違いを理解し、お互いに認め合う」ことができる人権感覚を育むことを目的としている。福岡在住の海外出身の方や海外居住を経験した日本人の方を講師として招聘している。	（地域人権啓発事業・じんけん平和教室） 福岡県と長崎県で起きたことを、事前学習・フィールドワーク・事後学習と一連の流れを通して、戦争の悲惨さ、平和の大切さを実感することで、人権意識の向上につながった。 前年度の実績やニーズに合わせ、内容は変えずに夏休みの6日間を3日間に短縮したところ、参加者が前年度より増加（R6：16人、R7：24人）した。 スタンドアローン（一人で立つ）支援事業に参加の中学生で希望した４名は、リーダとしてこの事業に参加した。生徒自身の人権意識の向上はもちろんのこと、リーダーの役割を担う中で、生徒の成長が見られた。 （地域人権啓発事業・多文化交流教室（ひだまりパスポート）） 各国の動画や写真で見る風景や街並み、言葉や遊びを通して、日本との違いに気づき、また一人ひとりの違いを理解することで、人権意識の向上につながった。人数の多い低学年を2クラスに分けることで、きめ細かな声掛をすることができた。 （参加者：合計45人） １年生：14人、２年生：7人、３年生：13人 ４年生：9人、５年生：２人、６年生：0人
12	商工業活性化支援事業	工場見学体験教室	市内工業団地に立地する製造業者の卓越した技術力を次世代に伝えるため、小中学校の児童生徒を対象とした工場見学体験教室を実施する。地元企業の製造現場を体験することで、ものづくりへの関心と地元産業への理解を深めるとともに、将来的な市内就労・人材確保につなげ、企業の持続的な発展と地域経済の活性化を図る。	市内の小学４年生～中学２年生51名が参加。モノづくりの現場を見たり体験し、ものづくりへの関心、地元産業への理解向上とともに、将来の就業意欲の向上につながった。定員を上回る応募があり、盛況だったため、今後も引き続き参加者が満足できる事業を実施したい。

基本目標１子どもの将来にわたるウェルビーイングを支援します

Ｂ：学童期・思春期（２）豊かな心と体づくり

No.	事務事業名	事業概要等	事業内容	令和7年度成果と課題
1	児童権利擁護事業 青少年健全育成対策事業	子ども・若者相談室事業	（要保護児童等対策支援事業・相談事業） 福祉・教育などの関係機関相互のネットワークを構築し、要保護児童等の早期発見・対応に努めるとともに、情報共有・共通認識を図ったうえで、一人ひとりにあった支援を検討する。	令和6年度から子ども家庭センターを設置し、妊産婦から青年期まで切れ目のない支援を行うため、子どものワンストップ相談窓口として子ども・若者相談室も設置している。定期的な学校等への訪問を行うとともに、日常的に関係機関と連携を図っており、要支援児童等の早期発見・早期支援につながっている。
2	部活動活性化事業	大会参加補助 部活動の地域展開推進	（部活動指導等支援事業） 中学校の部活動実技指導に外部指導員を招き、生徒への専門的な指導を行う。	教員が担っていた顧問の役割を担い、かつ、生徒への専門的技術指導も行う地域部活動指導員を古賀北中学校３人、古賀東中学校に１人を配置し、中学校部活動の指導の充実を図るとともに、教職員の働き方改革も推進した。 令和５年度に改訂した古賀市立中学校部活動方針に則って、朝練なし、部活動時間を平日２時間以内、土曜日３時間以内とし、週の部活動日を平日３日、土曜日１日の合計４日以内とする部活動運営を定着させ、「生徒の活動と休養のバランスの取れた健全な成長」「教職員のワークライフバランスの実現」「生徒の心身の健康管理、事故防止」を継続できた。
3	教育相談事業	スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心の教室相談員等の配置 教育支援センター(あすなろ教室)の運営	（不登校児童生徒学校生活適応支援事業） 小・中学校に様々な事情により登校できない児童生徒が教育支援センター（あすなろ教室）に通級して、社会的自立を図る。	教育支援センターあすなろ教室で施設内外の環境や外部機関等を活用した体験活動による社会的な自立に向けた支援や通級が難しい児童生徒への訪問型支援を継続した。また、入級する保護者向けに、スクールカウンセラーからのアドバイスを交えながら、気軽に語らう交流の機会を設けたり、学校に行きづらい子どもの保護者向けに、不登校の子どもの理解や関わり方、進路について、スクールソーシャルワーカーによる講演会及び交流会を開催し、保護者同士の交流の機会を支援した。 年度ごとの入級申請から更新届へ簡素化し、入級児童生徒の利便性が高まったことから、入級児童生徒数が大きく増加した。
4	青少年育成活動推進事業	未来の地域リーダー育成プログラム 子どもアート教室	市の地域活動指導員が、地域単独では困難な活動の企画・運営を支援し、子どもたちが豊かにたくましく育つ環境を地域で育む。また、地域での活動や支援を通して、地域の教育力の向上を図る。	通学合宿や寺子屋など、地域が主体となり実施する事業について、参加児童数や実施地域が増加し、子どもの体験活動の場の充実につながった。 通学合宿は、昨年度と同様、３校区（青柳・古賀西・花鶴）で実施され、計74人の児童が参加した。また、寺子屋は、校区コミュニティや自治会が主体となった活動の増加や夏休みだけでなく、冬休み、春休みも実施する地域が増え、計1,360人の児童が参加した。実施地域の更なる拡大に向けた事業周知及び協力者の確保が課題となっている。
5	スポーツ活動支援事業	ジュニアスポーツ指導者研修 スポーツ大会出場奨励費補助	指導者や保護者等を対象にした講習を行い、指導者のスキルアップや団体間の意識共有、コミュニケーション向上を図る。	ジュニアスポーツ指導者研修会、交流会を2回開催し、合計２０人の参加があった。研修会等に指導者の資質及びジュニアスポーツ環境の向上につながっているが、直接保護者会に呼びかける等参加者を増やす仕組みづくりについて検討する。
6	文化芸術振興事業	文化力向上事業・アートバス事業	古賀市の優れた芸術作品等を観て知って、そのうえで作品を制作、展示される機会を作ることで、子どもたちの文化芸術への関心向上につながることをねらいとする。 また、日ごろ本物の美術作品等にふれる機会の少ない子どもたちを、バスに乗せ、美術館等に出向き、対話型鑑賞によりアートにふれる機会を提供する。	（文化力向上事業） 赤星孝・信子夫妻の絵画作品を活用した【抽象画】のプログラムや、九州歴史資料館とともに【船原古墳】のプログラム、文化財係とともに【船原古墳：現地学習】のプログラムを、各校にて実施できた。また、それぞれの内容において、子どもたちや学校より好評を得ている。 （アート・バス事業） 他課の子ども向け事業と同日になったため、参加者数は少なかった。しかし、少人数であったことから、対話型観賞に深みを持たせることができている。今後は、他課の事業日程に気を付け、より多くの子どもたちが参加できる日程と内容にて設定する。
7	文化財公開・活用事業	自然史歴史教養向上事業 子ども自然史・歴史講座 小・中学生郷土史教育事業・教育普及事業 歴史資料館れきし体験パスポート	（自然史歴史教養向上事業・子ども自然史・歴史講座） 自然史・歴史について学ぶ機会として、体験型の子ども歴史講座を開催する。	アンケート結果から、講義や実技を通じて、「船原古墳」や郷土の歴史について興味を持ってもらうことができた。今後は、さらに他課等との事業連携等、事業の広がりと深まりを意識し、より効果を高めたい。

基本目標１子どもの将来にわたるウェルビーイングを支援します

B：学童期・思春期（２）豊かな心と体づくり

No.	事務事業名	事業概要等	事業内容	令和7年度成果と課題
8	【再掲】 読書活動促進事業	子ども映画会事業 読み聞かせ促進事業・おはなし会事業	（読み聞かせ促進事業・おはなし会事業） 乳幼児・児童への本の読み聞かせなどを行うおはなし会を実施する。	年間を通しおはなし会（どようおはなし会、赤ちゃんおはなし会、小さい子のおはなし会）を関係団体と連携して実施した。 子どもたちの発達段階にあわせたおはなし会を定期的に実施することは、子どもの成長へ大きな影響を与えるものであり、今後もボランティアとの連携を図りながら、より多くの親子に参加してもらえるような企画を考えていく。
9	リーパスカレッジ事業	市民講座の開催により幅広い世代の市民が生涯学習に触れる機会を提供	家庭教育に関する国や県の情報を収集するとともに、家庭教育の支援者やボランティア団体等と連携し、周知する。 小学生から高校生までの児童生徒及び保護者を対象に家庭教育講座や講演会を開催し、家庭の教育力向上をめざす。	リーパスカレッジで各種講座を開催し、学びの場、出会いの場、きっかけづくりの場の提供ができた。今後も魅力的な家庭教育講座を開催し、より効果的なPR方法を検討する必要がある。
10	健康づくり推進事業	子ども版健康チャレンジ10か条の啓発 子どもの健康づくり推進事業	（健康づくり啓発事業・家族コツコツ（骨骨）健康づくり事業） 健康チャレンジ10か条の「たべる」「うごく」「まもる」「たのしむ」の 4つの柱を軸として、食や運動 に関する 健康づくりや健康測定、健康講話等を実施する。これらの取組を通じて、市民が主体的に健康増進 や 生活習慣病の発症 及び重症化予防に市民が主体的に取り組むことで、 個人や家族だけでなく、地域や職場等にも健康づくりの輪を広げ、市全体の健康水準の向上を図り、健康寿命の延伸をめざす。	子どもの骨の成長に着目した子どもの健康づくり推進事業で、全小学生（4年生）8校中学生（1年生）3校に生活習慣記録（2回）、骨密度測定（1回）及び結果の見方や生活習慣に関する説明、株式会社明治による健康講話（1回）を実施。また、生活習慣調査や骨密度測定結果を保護者にもフィードバックすることで子どもの生活習慣を学校だけでなく家庭での意識向上につなげることができた。 子ども版健康チャレンジ10か条を全小中学校（小4・中1）に配布するとともに養護教諭や栄養教諭と連携し、平時から健康づくりの意識向上につながるよう啓発を行った。
11	【再掲】 食生活改善推進事業	子どもクッキング事業	市民が生涯にわたって健やかな生活を送ることができるよう、健全な食生活を実践する力を身につけるとともに、食の関心を高めるため、食生活改善に関わる市民団体や食に関する関係者と連携し、子どもから高齢者まで各ライフステージに応じた食育を推進する。	食に対する関心を高め健康的な行動を選択できるよう食生活改善推進員と連携し、出前講座や市内保育所等や小中学校での食育活動（みそづくり、スタンドアローン事業と連携した調理実習、大型紙芝居など）を実施した。また、子ども食育事業では、食べることや調理することに興味を持ってもらうため、親子で参加できる子どもクッキングを実施した（参加者数17名）。更に、栄養教諭と連携し給食で人気のメニューを料理レシピにし、市ホームページやYouTubeで紹介した。若い世代が興味を引く情報発信の工夫が必要であり、今後も関係課や関係機関等と連携した取り組みが必要である。
12	食育推進事業	給食を通じた食育の推進	市内小・中学校において、給食センター見学や食に関する食育放送を通じ、児童生徒が食への関心と正しい知識を身につける機会を提供する。「健康チャレンジ10か条」を取り入れた内容を給食と連動させ、適正体重の維持や減塩意識の醸成を図る。子どもの頃からの望ましい食習慣の定着により、生活習慣病の発症及び重症化予防につなげ、将来にわたる健康寿命の延伸をめざす。	市内小学校2年生児童及び親子での給食センター見学を実施し、給食を作る大変さや食事のバランス・残さず食べることの大切さを子どもたちや保護者に説明でき、食への関心が高まった。 学校のカリキュラムや給食センターにおける作業の関係から、実施日の調整が課題となっている。 毎日の給食時間に食に関する校内放送を流すとともに、栄養士と学校が連携し食育授業などを実施することで、食が体を作るうえで大切であることを伝えられた。

基本目標１子どもの将来にわたるウェルビーイングを支援します

Ｂ：学童期・思春期（３）安心して学ぶことのできる環境づくり

No.	事務事業名	事業概要等	事業内容	令和7年度成果と課題
1	学校運営事業	学校安心メールの配信 医療的ケアが必要な児童生徒の就学支援 定期的な健康診断	（小中学生安全情報配信事業） 「学校安心メールシステム」を利用し、保護者や地域へ不審者情報等をメール配信する。 （医療的ケアが必要な児童生徒の就学支援） 医療的ケアが必要な児童生徒が安心して学べるように、医療的ケアが必要な時間に看護師を派遣する。 （就学時健康診断事業） 子どもの健康の保持及び疾病予防、早期発見を図るため、５歳児を対象に就学時健康診断を行う。	「学校安心メールシステム」の活用により、不審者情報や防犯に関する注意喚起を迅速に配信することで、保護者や地域住民の防犯意識の向上につながった。また、情報の共有がスムーズに行われることで、子どもの安全確保に対する地域全体の連携が強化された。 R6年度不審者情報等、安心メール配信回数：7回 医療的ケアが必要な児童生徒の保護者と在籍校や入学予定校と連絡調整し、「古賀市立小・中学校における医療的ケアの実施等に関するガイドライン」に沿って、医療的ケア個別マニュアルや緊急時対応フローチャート等の作成支援や関係機関との連携会議を行うと共に、看護師を派遣し、医療的ケアを学校にて実施した。 令和5年度から、就学時健診の会場を各小学校の体育館からサンコスモ古賀へ変更し、申し込みのなかった児童の状況把握が難しいという課題は残るものの、全体としては大きな混乱もなく、令和７年度はスムーズに実施することができた。また、まちづくり推進課と連携することで、外国籍児童の保護者への情報提供やサポートも行うことができ、多様な家庭への対応にも一定の成果があった。
2	教職員管理事務	教職員管理事務	教職員等が健やかに職務に専念できる環境を通して、すべての児童・生徒に適切な教育を充実させるため、古賀市立小・中学校の教職員等の適切な人事配置及び勤務時間外の把握等の人事管理、健康診断、ストレスチェック、産業医配置などの健康保持を行います。	古賀北中学校にも新たに産業医を配置することで、教職員の労働安全衛生管理体制を整備した。これにより産業医による面接回数も増加し、より多くの教職員の健康相談等に対応できる体制づくりができた。また、他９校においても年３回の衛生委員会を実施し、校内衛生環境の保持につなげることができた。 教職員健康診断結果から有所見者への受診勧奨を例年より早期に行うことで二次健診の受診率が大幅に増加し、疾病の早期発見につながった。 教職員の長時間勤務の状況は年々改善傾向にあり、平均超過勤務時間数・月45時間超過者数のいずれもR６年度から減少した。 教職員の超過勤務時間は減少傾向を維持しているものの、さらなる働き方改革に取り組むなど、教職員の負担軽減をより一層すすめる必要がある。
3	青少年育成活動推進事業	放課後子供教室事業	寺子屋事業や放課後子供教室など地域での子どもの体験活動に取組む指導者の支援を行う。	放課後子供教室のスタッフを対象に年2回の研修（安全講習・子どもの遊びの実技と関わりについて）を行い、知識・能力向上の機会を確保した。 また、県等が実施する研修の情報提供を行った。
4	学童保育所管理運営事業	学童保育所管理運営事業	保護者の就労等により家庭が留守になっている児童が、放課後等の遊びや生活の場として、安心・安全に過ごすことができるよう、学童保育所の維持管理を行うとともに、支援員の適切な配置と研修を行う。	入所希望児童数の増に対応するため、花見学童で1クラス増とした。また、待機児童ゼロを堅持した。 入所児童数の増減に対応するための施設及び指導員の確保が今後の課題となっている。

基本目標１子どもの将来にわたるウェルビーイングを支援します

C：青年期（１）若者の自立支援

No.	事務事業名	事業概要等	事業内容	令和7年度成果と課題
1	【再掲】 児童権利擁護事業 青少年健全育成対策事業	子ども・若者相談室事業	子育て・養育・家庭に関する相談や、その他家庭児童の福祉に関する相談を実施する。	令和6年度の子ども家庭センター設置に伴い、概ね20歳までの児童を対象とした子ども・若者相談室を開設している。若者の自立に向けて、所属している高等学校や障がい福祉サービス事業所等と連携し、支援を行った。
2	包括的自立支援事業	就労準備支援事業	ひきこもりや8050問題など複雑化・多様化する生活の困りごとや不安を抱える人が減少するよう、生活保護に至る前の生活困窮者に対しての面接相談、支援プランの作成、適切な支援機関との連携、住居確保給付金の支給など、困りごとの解決に向けて寄り添い、支援を行うことで生活困窮状態から自立支援に導きます。	生活に困難や不安を抱える生活困窮者に対し、就労準備支援員が個人ごとの就労準備支援プログラムを作成し、相談者に寄り添いながら相談支援を通じて自立に向けた支援を行った。生活困窮者のうち引きこもり状態にある等、社会参加に向けてより丁寧な支援が必要な場合はアウトリーチ支援員による、当事者及び支援者に対する相談支援を行った。
3	【再掲】 商工業活性化支援事業	企業見学バスツアー	市内工業団地に立地する製造業者の卓越した技術力を次世代に伝えるため、小中学校の児童生徒を対象とした工場見学体験教室を実施する。地元企業の製造現場を体験することで、ものづくりへの関心と地元産業への理解を深めるとともに、将来的な市内就労・人材確保につなげ、企業の持続的な発展と地域経済の活性化を図る。	古賀竟成館高校の高校生６名が市内企業２社を見学した。進路決定にあたる参考情報を提供し、就職におけるミスマッチの低減に寄与した。
4	職業紹介事業	無料職業紹介所による就職支援	古賀市無料職業紹介所を人権センター横に設置し、求職者に対して求人票の閲覧や相談者への就職の相談・紹介を行う。	昨年度と比較し市民全体の就職決定率は減少（R6：53.3%→R7：48.3%）、高齢者の就職希望者が増加していることが影響している。また、10代～20代の就職決定者数は減少（R6：14名→R7：11名）、インターネットの普及により、職業紹介所を介さない就職の増加が影響している可能性がある。今後も無料職業紹介所のPRや丁寧な相談対応等を引き続き実施していく。

基本目標２　チルドレンファーストの子育て・子育ちを支援します

（１）子ども・若者を権利の主体として尊重

No.	事務事業名	事業概要等	事業内容	令和7年度成果と課題
1	【再掲】 児童権利擁護事業 青少年健全育成対策事業	子ども・若者相談室事業	子育て・養育・家庭に関する相談や、その他家庭児童の福祉に関する相談を実施する。	令和6年度の子ども家庭センター設置に伴い、妊産婦から青年期まで切れ目のない支援を行うため、子どものワンストップ相談窓口として子ども・若者相談室を開設している。定期的な学校等への訪問を行うとともに、日常的に関係機関と連携を図っており、要支援児童等の早期発見・早期支援につながっている。また、若者の自立に向けて、所属している高等学校や障がい福祉サービス事業所等と連携し、支援を行った。
2	人権意識向上事業	人権教育事業 人権教育・啓発の推進事業	福岡県人権・同和教育研究協議会、粕屋地区社会人権・同和教育担当者会において人権に関する調査研究や研修、情報交換を行い、古賀市における人権・同和教育や啓発事業の推進に資する。	研修会や講演会をはじめ、会議などに出席し情報収集・交換を行うことで、職員のスキル向上に繋がった。習得した知識等は、人権の花運動や次世代人権リーダー育成事業等に生かしているが、出前講座や校区啓発事業は、参加者の年齢層が高く、学習したい人権のテーマとして子どもの人権が選択されることが少ない。
3	人権擁護事業	そうだん５ （人権擁護委員と行政相談委員による相談会）	個別の人権侵害に適切に対応するため、関係機関や人権擁護委員と連携して市民の相談窓口の体制を強化し、人権侵害や生活に関する相談を受け、関係機関とも連携して解決につなげる。	そうだん５において、子どもの人権に関する相談事案はなかった。そうだん５の周知が行き届いていないのか、困りごとがある人が子ども家庭センター等の相談機関に相談することができているため、そうだん５への相談事案ががないのか見極める必要がある。
4	性の多様性理解促進事業	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	性別や性的指向・性自認に関する偏見や無理解による生活上の不利益を解消するため、パートナーシップ宣誓制度及びファミリーシップ制度を運用し、性的マイノリティのカップルや事実婚の方を支援する。また、性の多様性に関する講演会や啓発活動を通じて市民の正しい理解を促進し、誰もが自分らしく生きられる共生社会の実現をめざす。	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度においては１組の申請があった。 性の多様性に関する講演会や啓発活動として、プライド月間のフラッグ等掲示やパネル展の展示等を行った。当事者やその関係者の居場所づくりとして、年４回のレインボー交流会を開催した。古賀西小学校での性の多様性の出前授業を計６回開催。古賀市の取組を紹介するなど、教職員と連携した授業を行った。
5	子育て支援施策推進事務	子育て支援施策の推進	みんなで見守る安全・安心な環境のなかで誰もが子育てを楽しみ、すべての子どもがいきいき育つことができるよう、子ども・子育て会議の設置、こども計画の策定及び子ども・子育て支援事業計画の進捗管理など、子育て分野の施策を効果的・計画的かつ総合的に推進する。	古賀市子ども計画の初年度として、小中学生向けのリーフレットの作成、広報への掲載、12月の市民のつどいでの講演会の実施など、子どもの権利についての周知、啓発を行った。参加者は小中学校の教員が多く、一般市民に対する啓発は今後も継続的に行う必要がある。

基本目標２　チルドレンファーストの子育て・子育ちを支援します

（２）多様な居場所づくりの推進

No.	事務事業名	事業概要等	事業内容	令和7年度成果と課題
1	【再掲】 乳幼児親子交流・支援事業	乳幼児親子居場所提供事業 ～つどいの広場でんでんむし事業～ 地域乳幼児親子交流促進事業 ～ミニつどいの広場事業～ IPPOプログラム事業	子育て中の親子が気軽に利用し、参加者同士のふれあいにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供する。	身近に気軽に、地域の中で子育てがしやすい環境を充実する必要があるため、学童保育所での実施に加え、地域展開として、土曜広場、パパ・ママ講座、公園ミニつどい、オンライン広場を実施した。各事業への父親の参加も増加しており、交流の場となっている。また発達や子育ての相談ができる居場所「COCOほっと」を土曜ミニつどい広場に設置し、センターにつなぐことができた。多胎児の親子も参加しやすいように、多胎児育児の経験のあるスタッフを配置したり、多胎児同士の交流も企画したが、参加のタイミングが合わず、多胎児親子同士の交流ができなかった。
2	【再掲】 地域乳幼児親子交流・支援事業	乳幼児親子交流事業 ～親子あそび事業～	乳幼児の保護者の子育てへの不安感や孤立感を軽減するため、青柳児童センター・千鳥児童センター・ししぶ児童センターで、親子あそびや仲間づくりができる乳幼児事業を行う。	各児童センターで保育士資格を持つ職員が中心となり、季節に応じたあそびの企画・運営を行う「乳幼児親子あそび」を月１回～４回開催し、多くの乳幼児親子が参加した。 年間の総実施回数は昨年度と同回数であったが、乳幼児参加者数は３児童センター合わせて882人となり、令和6年度（791人）から増加した。
3	【再掲】 児童権利擁護事業	子ども食堂支援事業	子どもが安心して過ごせる居場所づくりを推進するとともに、支援が必要な子どもを適切な支援につなげることを目的として、子ども食堂を運営する団体に給付金を支給する。	子ども食堂を運営する団体に対し、開設費及び運営費を補助する「子ども食堂支援事業補助金」を令和7年度は7団体に給付した。 市内に実施団体が増えており、市民への周知や団体同士の情報共有等を行っていく必要がある。
4	【再掲】 教育相談事業	教育支援センター（あすなろ教室）の運営	小・中学校に様々な事情により登校できない児童生徒が教育支援センター（あすなろ教室）に通級して、社会的自立を図る。	教育支援センターあすなろ教室で施設内外の環境や外部機関等を活用した体験活動による社会的な自立に向けた支援や通級が難しい児童生徒への訪問型支援を継続した。また、入級する保護者向けに、スクールカウンセラーからのアドバイスを交えながら、気軽に語らう交流の機会を設けたり、学校に行きづらい子どもの保護者向けに、不登校の子どもの理解や関わり方、進路について、スクールソーシャルワーカーによる講演会及び交流会を開催し、保護者同士の交流の機会を支援した。 年度ごとの入級申請から更新届へ簡素化し、入級児童生徒の利便性が高まったことから、入級児童生徒数が大きく増加した。
5	【再掲】 青少年育成活動推進事業	放課後子供教室事業	寺子屋事業や放課後子供教室など地域での子どもの体験活動に取組む指導者の支援を行う。	放課後子供教室のスタッフを対象に年2回の研修（安全講習・子どもの遊びの実技と関わりについて）を行い、知識・能力向上の機会を確保した。 また、県等が実施する研修の情報提供を行った。
6	児童センター管理運営事業	児童センター管理運営事業	0 歳から 18 歳未満までの子どもたちと乳幼児の保護者が、安心・安全に過ごすことができる居場所となるよう、児童館・児童センターの施設管理を行うとともに、施設の整備、遊びや体験活動の充実を行います。	３児童センターの来館者総数は昨年度に引き続き４万人を超え、幅広い年代を受け入れる子どものための行き場所、居場所として運営することができた。 また、各児童センターにおいて、子どもたちの企画・運営によるまつりやイベントの実施を通じて、子どもたちの主体性や協調性を育む実践的な機会を提供できた。
7	【再掲】 学童保育所管理運営事業	学童保育所管理運営事業	保護者の就労等により家庭が留守になっている児童が、放課後等の遊びや生活の場として、安心・安全に過ごすことができるよう、学童保育所の維持管理を行うとともに、指導員の適切な配置と研修の充実を行います。	入所希望児童数の増に対応するため、花見学童で1クラス増とした。また、待機児童ゼロを堅持した。 入所児童数の増減に対応するための施設及び指導員の確保が今後の課題となっている。
8	【再掲】 スタンドアローン支援事業	スタンドアローン（一人で立つ）支援事業	経済的に厳しい世帯の中学生や様々な問題を抱える中学生を中心に据え、参加者一人ひとりが意欲を持って生きられるよう、家庭学習支援、社会体験学習支援を実施する。また、学校や家庭とは違った形での居場所提供を行う。 これらの支援を通し、進路（進学）など自分の将来に夢を持てるような事業を計画し、実施する。	学習支援では参加した中学3年生全員が希望する高校に進学することができた。また社会体験学習支援では、年7回（七夕飾り、クリスマス会、人権教室「インターネットと人権」「デートDVについて考えよう」、調理実習（2回）、ボールゲームレクリエーション）を実施し、子ども達の生き抜く力につながった。 学校や関係機関と連携することで、支援が必要な生徒に寄り添うことができた。（参加者R5：59人、R6：68人、R7：62人） また、学習環境の充実を図るため、令和４年度から試行的に始めた軽食の提供を継続して行うことで、子ども達の学習への意欲につながった。

基本目標２　チルドレンファーストの子育て・子育ちを支援します

（２）多様な居場所づくりの推進

No.	事務事業名	事業概要等	事業内容	令和7年度成果と課題
9	多文化交流促進事業	多文化交流促進事業 ～交流型日本語教室～	国籍や民族、文化の違いを知り、認め、尊重し合いながら、外国籍市民等を含む市民誰もが社会の構成員として自分らしく、安心して暮らせるよう、ワンストップ型の相談窓口（多文化共生相談窓口）を充実させ、多文化共生の取組を推進させる。外国籍市民等が交流型日本語教室をはじめ、市の行事等に参加できるようにサポートする等、外国籍市民等を含む市民同士の交流を促進させる。	開催曜日の変更、新たに「こどもクラス」（小学生、希望する中学生対象）を設置し、参加を希望する、外国につながりのある子ども一人ひとりに寄り添い事業を進めた。 継続的な参加は2名（中学1年生、小学6年生）、見学は5名（小学2年生、未就学児）となった。 参加者が少ない要因に「周知不足」が考えられ、学校内で行われている「日本語教室」担当教諭との打ち合わせを行い周知の徹底に努めた。

基本目標２　チルドレンファーストの子育て・子育ちを支援します

（３）子どもの貧困対策の推進

No.	事務事業名	事業概要等	事業内容	令和7年度成果と課題
1	【再掲】 産前・産後支援事業	乳児家庭全戸訪問等事業 産前・産後子育て支援事業	（乳児家庭全戸訪問等事業） おおむね生後４か月までの乳児のいる全家庭を、保健師、助産師又は保育士が訪問し、子育て支援情報の提供、養育に関する指導及び援助等を行う。 （産前・産後支援子育て事業） 顔の見える信頼関係の構築からＳＯＳを出しやすい関係を築き、産前・産後の不調の早期発見・早期支援につなげ、産後うつの発症や重症化の予防、産後不調の軽減を図る。	市内在住のすべての家庭に乳児家庭全戸訪問を実施（訪問率99.1%）した。子育ての孤立化を防ぐため不安や悩みを聞き、産後ケアや親子の居場所を中心に、子育て支援に関する情報提供をすることができた。また、全戸訪問後に支援や見守りが必要な家庭に対して、養育支援訪問を実施した。引き続き、子育ての初期段階から妊婦に寄り添い、子育ての初期段階から伴走型支援できるような体制を継続していく。 保健師、助産師、管理栄養士、保育士による訪問を行い、妊娠期から顔の見える信頼関係を築くことでＳＯＳを出しやすい関係の構築に努めた。それぞれの妊婦に応じた支援ができるよう、妊産婦の現状を把握し必要な情報の提供を行った。 産前・産後ヘルパー派遣事業、産後ケア事業を実施している。産後ケア事業については、助産師による訪問型（アウトリーチ）や日帰り型（デイサービス）の産後ケア利用者が増加し、宿泊型（ショートステイ）の産後ケアは減少傾向にある。預かれる子どもの月齢が低く設定されていることも要因の一つと考えられることから、4カ月以上児を預かった場合の加算等を検討する必要がある。
2	【再掲】 児童権利擁護事業	子ども食堂支援事業	子どもが安心して過ごせる居場所づくりを推進するとともに、支援が必要な子どもを適切な支援につなげることを目的として、子ども食堂を運営する団体に給付金を支給する。	子ども食堂を運営する団体に対し、開設費及び運営費を補助する「子ども食堂支援事業補助金」を令和7年度は7団体に給付した。 市内に実施団体が増えており、市民への周知や団体同士の情報共有等を行っていく必要がある。
3	【再掲】 妊娠経済的支援事業	低所得妊婦を対象に初回産科受診料を助成	子どもを産み育てたいという人が安心して妊娠・出産できるよう、低所得妊婦に対する初回産科受診料助成など、妊娠・出産に対して経済的支援を行う。	低所得の妊婦に対して経済的負担の軽減を図るとともに、妊婦が置かれている状況を把握し必要な支援に繋げる事業であり、令和7年度実施件数は8件となった。 経済的に不安を抱える妊婦に、妊娠判定のための受診を受けやすくし更なる妊婦支援に繋げていく必要がある。
4	【再掲】 出産経済的支援事業	経済的理由で入院助産を受けられない妊婦に対する支援	（助産施設入所管理事業） 経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦が、安全な出産及び健やかな産後を迎えられるように支援する。	相談は数件あったが、助産対象施設でない病院での出産等で、利用要件が合わずに利用に至らなかったが、安全に出産できるよう関係機関と連携を図り支援を行った。
5	就学援助事業	経済的理由で小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者への支援	経済的理由によって小・中学校への就学が困難な家庭に対し、援助費を支給する。	就学援助については、経済的に困難な状況にある世帯への支援をより適切に行うため、支給対象の選定や周知に努め、支援を必要とする世帯に対して充実した対応を行うことができた。これにより、子どもたちが安心して学校生活を送れる環境の整備に寄与した。
6	修学・進学等支援事業	修学・進学を希望する経済的困難な者に対する入学支度金の貸与や入学支援金の支給	（高等学校等進学費用負担軽減事業） 経済的理由によって高等学校等への就学が困難な家庭に対し、古賀市高等学校等入学支援金を支給する。 財団法人福岡県教育文化奨学財団が実施する奨学金の周知を行う。	令和７年度から、古賀東中学校内に新たにリユース室が開設された。 全小学校において、１年生の机引き出しのリユースが定着し、児童の物を大切にする心の育成につながっている。
7	生活保護事業	生活保護事業	健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活保護に関する申請相談を受け付け、要否判定を行う。生活保護基準に合致する高齢者・障がい・傷病・母子等の生活困窮者に対して、保護の程度を調査のうえ扶助費を支給するとともに、就労支援や健康管理支援を実施し、各世帯の状況に応じた自立助長に向けた総合的な支援を行う。	専門の相談員を配置し、福祉課福祉相談係、障がい福祉係、子育て支援センター、社会福祉協議会、各圏域包括支援センター等と連携しながら、生活保護の申請相談を受け付けるとともに、保護基準に該当しない世帯については、他の施策の適用について模索した。 保護受給世帯については、ケースワーカーのほかに、専門の就労支援員、健康管理支援員を配置し、各世帯の状況に応じた就労支援・健康管理支援を行い、自立に向けた取り組みを行った。

基本目標２　チルドレンファーストの子育て・子育ちを支援します

（３）子どもの貧困対策の推進

No.	事務事業名	事業概要等	事業内容	令和7年度成果と課題
8	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立相談支援事業 生活困窮者家計改善支援事業	生活困窮者に対しての面接相談、支援プランの作成、適切な支援機関との連携、住居確保給付金の支給など、困りごとの解決に向けて寄り添い、支援を行うことで生活困窮状態から自立支援に導く。	生活に困難や不安を抱える生活困窮者に対し、各種支援員（自立相談支援員、家計改善支援員、就労準備支援員、住まいの相談員）が寄り添いながら、相談支援を通じて自立に向けた支援を行った。住まいの相談員は令和７年度から配置し、相談体制強化を図った。
9	住居確保困窮離職者就労支援事業	住居確保困窮離職者就労支援事業	離職や収入減少により住居を失うおそれのある就職困難者に対し、古賀市無料職業紹介所等の関係機関と連携し、個々の状況に応じたきめ細やかな就労支援を行う。母子世帯や障がいのある方など専門的ケアを要する方には、可能な就労形態に応じた求人先の紹介や面接スキル向上への助言を行い、生活の安定と自立促進を図る。	生活に困難や不安を抱える生活困窮者に対し、各種支援員（自立相談支援員、家計改善支援員、就労準備支援員、住まいの相談員）が寄り添いながら、相談支援を通じて自立に向けた支援を行った。住まいの相談員は令和７年度から配置し、相談体制強化を図った。
10	【再掲】 包括的自立支援事業	就労準備支援事業	ひきこもりや8050問題など複雑化・多様化する生活の困りごとや不安を抱える人が減少するよう、生活保護に至る前の生活困窮者に対しての面接相談、支援プランの作成、適切な支援機関との連携、住居確保給付金の支給など、困りごとの解決に向けて寄り添い、支援を行うことで生活困窮状態から自立に導く。	生活に困難や不安を抱える生活困窮者に対し、就労準備支援員が個人ごとの就労準備支援プログラムを作成し、相談者に寄り添いながら相談支援を通じて自立に向けた支援を行った。生活困窮者のうち引きこもり状態にある等、社会参加に向けてより丁寧な支援が必要な場合はアウトリーチ支援員による、当事者及び支援者に対する相談支援を行った。
11	【再掲】 職業紹介事業	無料職業紹介所による就職支援	古賀市無料職業紹介所を人権センター横に設置し、求職者に対して求人票の閲覧や相談者への就職の相談・紹介を行う。	昨年度と比較し市民全体の就職決定率は減少（R6：53.3%→R7：48.3%）、高齢者の就職希望者が増加していることが影響している。また、10代～20代の就職決定者数は減少（R6：14名→R7：11名）、インターネットの普及により、職業紹介所を介さない就職の増加が影響している可能性がある。今後も無料職業紹介所のPRや丁寧な相談対応等を引き続き実施していく。

基本目標２　チルドレンファーストの子育て・子育ちを支援します

（４）障がいのある子ども・若者の支援の充実

No.	事務事業名	事業概要等	事業内容	令和7年度成果と課題
1	【再掲】 乳幼児健康支援事業	乳幼児健康診査事業	子どもの健康の保持及び疾病予防、早期発見を図るため、生後４か月、10か月、１歳６か月、３歳児を対象とした乳幼児健診及び育児相談会を行う。	１歳６か月児健康診査の年度末受診は97.9%及び３歳児健康診査の年度末受診率は99.3%となっている。今後も引き続き健診後のフォローや、未受診者への受診勧奨を実施し、乳幼児の健康保持増進を図る必要がある。
2	【再掲】 子ども発達支援事業	就学前の乳幼児及び保護者への発達に関する相談・検査・紹介	発達に課題のある乳幼児や保護者への支援を行う。また、園の支援者に対して発達特性への理解に関する支援を行う。	令和２年度から継続して、こども発達ルーム事業委託を実施。相談支援、グループ活動、保護者支援、巡回相談、療育研修会、Dr.健診などを行い、子どもの発達支援及び保護者や支援者に対しての支援を行った。令和7年度の実利用者数は363人。各園対し、巡回相談に向けた事前研修会を実施した。また年長保護者勉強会とあわせて、年中保護者勉強会を実施した。
3	特別児童扶養手当事業	特別児童扶養手当事業	精神又は身体が障がいの状態にある20歳未満の子どもを監護している保護者に対し、特別児童扶養手当を支給する。	精神又は身体が障がいの状態にある20歳未満の子どもを監護している保護者に対して、適正に特別児童扶養手当を支給することで、精神又は身体が障がいの状態にある20歳未満の子どもを監護している保護者への経済的支援を行うことができた。
4	【再掲】 幼児教育・保育向上事業	要支援児童加配事業	要支援児童の心身の発達を促すとともに、社会生活に必要な基礎的能力を養うために、公立保育所に必要な加配職員を配置するとともに、保育施設等の加配職員の配置に対して、補助金を交付する。	保育施設等の要支援児童への加配職員の配置に対して補助金を交付することで、要支援児童の発達を促すことや要支援児童と他の在園児が集団生活を通して共に育ち合うこと、保育士の負担を軽減することができた。
5	【再掲】 特別支援教育推進事業	教育支援委員会の開催 特別支援教育支援員の配置 特別支援教育相談室(ひまわり教室)の運営 通級指導教室事業・特別支援学級の整備	（特別支援教室事業） 特別な教育的支援を要する児童生徒の困難さ（検査、行動観察）を把握し、支援を要する児童生徒の効果的な支援を提案する。 必要に応じて、教師や保護者の相談を受ける。 特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員と連携をとりながら、支援体制の充実を図る。	各学校での特別支援教育の状況に対し、学校からの要請に応じて特別支援教育相談室「ひまわり教室」の主任相談員を派遣し、指導についての助言や情報提供を行った。検査・面談・訪問支援R7:917回 授業観察や保護者面談等により、検査の必要性を見極めるとともに、就学・進学に際し、関係機関等でより連携し、スムーズな就学相談、支援を継続する。
6	【再掲】 学校運営事業	医療的ケアが必要な児童生徒の就学支援	医療的ケアが必要な児童生徒が安心して学べるように、医療的ケアが必要な時間に看護師を派遣する。	医療的ケアが必要な児童生徒の保護者と在籍校や入学予定校と連絡調整し、「古賀市立小・中学校における医療的ケアの実施等に関するガイドライン」に沿って、医療的ケア個別マニュアルや緊急時対応フローチャート等の作成支援や関係機関との連携会議を行うと共に、看護師を派遣し、医療的ケアを学校にて実施した。
7	特別障がい者手当等給付事業	特別障がい者手当等給付事業	対象となる障がい者に、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当を支給する。	対象者へ手当や補助金等の交付を行い、障がいのある人がいる家庭への経済的支援ができた。
8	障がい者相談支援事業	障がい者相談支援事業	障がい者生活支援センター「咲」において、障がいのある人やその家族等を対象とした相談支援を行う。また、身体・知的・精神障がい者福祉相談員を配置し、障がい当事者によるピアカウンセリングを行う。	月５回実施しているピアカウンセリング及び、障がい者支援センター「咲」への相談については、困ったときにいつでも相談できる体制を確保している。相談者の固定化も見受けられるため、今後も継続して広報紙等での周知に努め、広く相談窓口を知らせていく必要がある。
9	重度障がい者医療事業	重度障がい者医療費用負担軽減事業	対象となる重度障害者の申請に基づき医療証を交付し、現物支給等により医療費の一部を支給する。	受給者（保護者）の経済的負担を軽減することができた。 重度障がい者医療受給者数　９１３人 （うち市費　５０人） １８歳未満の子どもは自己負担のない子ども医療制度に加入。

基本目標２　チルドレンファーストの子育て・子育ちを支援します

（４）障がいのある子ども・若者の支援の充実

No.	事務事業名	事業概要等	事業内容	令和7年度成果と課題
10	障がい者就労促進事業	就労を希望する障がい者への支援	就労を望む障がいのある人が就労できるよう、就労系の障がい福祉サービス事業所や関係機関等で構成する就労部会において、職業体験ツアーやセミナーなど、障がい者の就労促進に資する事業を企画立案・実施する。	2市1町障がい者地域支援ネットワーク協議会において模擬面接などの就労支援セミナーを開催しました。今後は古賀市のニーズに沿った就労支援の枠組みを検討していく必要がある。
11	障がいのある人の交流活動促進事業	障がい者交流活動支援事業	障がいのある人が、生き生きと心豊かな人生を送ることができるよう、当事者団体が行う社会参加・交流促進事業を支援し、各種スポーツ大会やパスハイク等への参加を促進させる。	福岡県障がい者スポーツ大会、福岡県・糟屋地区のボッチャ大会に参加し、交流を深めることができた。団体のニーズに沿った交流を引き続き支援する。

基本目標２　チルドレンファーストの子育て・子育ちを支援します

（５）児童虐待防止対策の推進、自殺対策の推進

No.	事務事業名	事業概要等	事業内容	令和7年度成果と課題
1	【再掲】 乳幼児健康支援事業	乳幼児健康診査事業	子どもの健康の保持及び疾病予防、早期発見を図るため、生後４か月、10か月、１歳６か月、３歳児を対象とした乳幼児健診及び育児相談会を行う。	１歳６か月児健康診査の年度末受診は97.9%及び３歳児健康診査の年度末受診率は99.3%となっている。今後も引き続き健診後のフォローや、未受診者への受診勧奨を実施し、乳幼児の健康保持増進を図る必要がある。
2	【再掲】 児童権利擁護事業 青少年健全育成対策事業	要保護児童等対策支援事業 子ども・若者相談室事業 子育て短期支援事業 (ショートステイ事業) 子育て世帯訪問支援事業 (ヘルパー派遣事業)	（要保護児童等対策支援事業・啓発事業） 11月の児童虐待防止推進月間を中心に、市広報や学校安心メール、ポスター等様々な媒体を通じて啓発活動を行う。 （子ども・若者相談支援事業） 子育て・養育・家庭に関する相談や、その他家庭児童の福祉に関する相談を実施する。 （家庭支援事業）※短期入所・ヘルパー等 短期入所やヘルパー派遣事業を通じて、子育てに不安を抱える家庭の支援を行う。	（要保護児童等対策支援事業・啓発事業） 11月の児童虐待防止推進月間においては、のぼり旗やポスター等で周知を図るとともに、市広報に「しつけと体罰の違いについて」の記事を掲載した。 （子ども・若者相談支援事業） 定期的な学校等への訪問を行うとともに、日常的に関係機関と連携を図っており、要支援児童等の早期発見・早期支援につながっている。 （家庭支援事業） 短期入所は32人、ヘルパー派遣事業は12世帯の利用があり、子育て負担の軽減を図ることができた。
3	自殺対策推進事業	ゲートキーパー養成研修 自殺対策啓発事業 自殺対策計画進捗管理事務	悩みを抱える人が誰にも相談できずに、社会的に孤立したり、必要なサービスにつながらず精神疾患を抱えたり、自殺に追い込まれることのないよう、市民、職員、地域活動支援者を対象としたゲートキーパー研修の実施、自殺予防に関する講座の開催や相談窓口の周知啓発など、こころのサインを見逃さず、気付いた人が気軽に悩みを相談できる関係性の構築に取り組む。	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなぐ役割であることを伝える機会としてゲートキーパー研修を実施した。悩みを抱える人に寄り添うことで、自死を選択することの予防になる可能性を伝えた。 R7年度実績：新規採用職員向け　22人

基本目標２　チルドレンファーストの子育て・子育ちを支援します

（６）安心して外出できる環境の整備

No.	事務事業名	事業概要等	事業内容	令和7年度成果と課題
1	青少年健全育成対策事業	巡回パトロール、立入調査	福岡県青少年健全育成条例に基づく店舗立入調査や巡回活動など、青少年を取り巻く社会環境の浄化活動を実施する。	市内の対象施設であるコンビニエンスストア20ヶ所、携帯電話事業者３ヶ所、書店１ヶ所、古書店１ヶ所、インターネットカフェ１ヶ所を立ち入り調査し、適正な営業がなされていることが確認できた。 また、少年補導員による年10回の巡回パトロール活動及び青少年が多く集まる行事（放生会及び二十歳のつどい）の巡回パトロール活動を支援し、非行予防啓発活動を行った。
2	古賀駅周辺整備事業	道路・公園整備	まとまった低未利用地において必要な都市施設を整備し、住宅等の民間開発を促し、新たな居住を呼び込むとともに、新たな玄関口として魅力的な公園を整備し、多様な人の回遊・滞留による賑わい空間を創出します。	古賀駅周辺開発において、新たな玄関口として魅力的な公園を整備し、多様な人の回遊・滞留による賑わい空間を創出するまちづくりに関する検討を行った。
3	公園管理事業	公園管理	安全・安心で、地域とともに行う維持管理がしやすい公園を確保します。	遊具等公園内施設の定期点検結果に基づき、撤去・修繕・更新等を実施した。 地域からの要望等により、巨木化・過繁茂状態の植栽部に対し、伐採・間伐等を実施した。 遊具等公園内施設の老朽化に対しては、予防的措置を推進する必要がある。 巨木化・過繁茂し鬱蒼とした植栽部を、死角が無く行き交う人々の存在が感じ取れる、公園としてふさわしい安心・安全な空間にするために、伐採・間伐・下草刈等を推進する必要がある。
4	道路改良事業	道路改良事業	通学路として指定されている幹線道路について、歩道を整備する。	歩道が未整備であった通学路において、道路改良工事に併せて歩道および自転車通行空間を整備し、歩行者の安全な通行を確保した。 今後も計画的な歩道整備を推進し、子どもが安全に通学できる環境づくりに取り組む必要がある。
5	防犯対策事業	安全・安心まちづくり推進事業	学校登下校時の防犯パトロール車巡回や不審者情報の提供により、犯罪予防・防犯啓発を行う。	各種団体及び関係機関と連携し、市民への情報提供及び防犯意識の普及啓発を図ることができた。 既存の防犯カメラの保守点検及び修繕を行い、犯罪の予防に寄与した。 学校登下校時の防犯パトロール車巡回を実施し、犯罪予防、防犯啓発を行うとともに、地域等が行う自主防犯活動の実態把握に務めた。
6	交通安全推進事業	交通安全対策事業	交通安全協会と連携し、各種啓発事業を実施し、交通安全の意識啓発を図る。	交通安全協会と連携し、各種啓発事業を実施することにより、交通安全の意識啓発を図ることができた。 福岡県交通安全協会に依頼し市内8小学校の１，４年生を対象に交通安全教室を実施し児童の交通安全の意識啓発を図ることができた。

基本目標３　保護者が安心して子育てができる環境を確保します

（１）子育て世帯の経済的負担の軽減

No.	事務事業名	事業概要等	事業内容	令和7年度成果と課題
1	【再掲】 産前・産後支援事業	産前・産後子育て支援事業 妊婦のための支援給付事業	（産前・産後子育て支援事業） 　妊産婦、乳幼児とその保護者の心身の健康の維持増進のため、妊婦健康診査費用の助成、子どもの誕生お祝い、妊婦のための支援給付事業、産後ケアなど、妊娠期から乳幼児期にわたる切れ目のない支援を推進する。 （妊婦のための支援給付事業） 　安心して出産・子育てができるよう、妊婦、その配偶者等に対して面談等による情報提供や相談等の切れ目のない支援を行い、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るために給付金を支給する。	市内在住のすべての家庭に乳児家庭全戸訪問を実施（訪問率99.1%）した。子育ての孤立化を防ぐため不安や悩みを聞き、産後ケアや親子の居場所を中心に、子育て支援に関する情報提供をすることができた。また、全戸訪問後に支援や見守りが必要な家庭に対して、養育支援訪問を実施した。引き続き、子育ての初期段階から妊婦に寄り添い、子育ての初期段階から伴走型支援できるような体制を継続していく。 保健師、助産師、管理栄養士、保育士による訪問を行い、妊娠期から顔の見える信頼関係を築くことでＳＯＳを出しやすい関係の構築に努めた。それぞれの妊婦に応じた支援ができるよう、妊産婦の現状を把握し必要な情報の提供を行った。 産前・産後ヘルパー派遣事業、産後ケア事業を実施している。産後ケア事業については、助産師による訪問型（アウトリーチ）や日帰り型（デイサービス）の産後ケア利用者が増加し、宿泊型（ショートステイ）の産後ケアは減少傾向にある。預かれる子どもの月齢が低く設定されていることも要因の一つと考えられることから、4カ月以上児を預かった場合の加算等を検討する必要がある。
2	児童手当事業	児童手当事業	高校生年代（18歳の年度末）までの子どもを監護している保護者に対し、児童手当を支給する。	高校生年代（18歳の年度末）までの子どもを監護している保護者に対して、適正に児童手当を支給することで、子育て世帯への経済的支援を行うことができた。
3	子ども医療事業	子ども医療費用負担軽減事業	（子ども医療費用負担軽減事業） 対象となる乳幼児及び子どもの保護者の申請に基づき医療証を交付し、現物支給等により医療費の一部を保護者に支給する。	保護者の経済的負担を軽減することができた。 子ども医療受給者数　１０,０８９人 　内訳：乳幼児（小学校就学前まで）3,049人 　　（うち市費　１０９人） 　　子ども（小・中・高）　　7,０４０人 　　（うち市費　2,２５２人）

基本目標３　保護者が安心して子育てができる環境を確保します

（２）地域における子育て支援の充実

No.	事務事業名	事業概要等	事業内容	令和7年度成果と課題
1	【再掲】 子育て応援事業	子育て応援サポーター活動推進事業 子育て相互援助事業 ～ファミリー・サポート・センター事業～	（子育て応援サポーター活動推進事業） 妊婦や乳幼児の保護者に対し、子育て情報や乳幼児健診の案内を配布するとともに、母子保健事業や子育て支援事業に参加し、地域と行政が一体となって子育て世帯を応援する。 （子育て相互援助事業～ファミリー・サポート・センター事業～） 子育てに関して援助を受けたい人と援助をしたい人からなる会員組織をつくり、保育所等への送迎や一時預かりなどの子育て支援を行う。	母子保健事業、子育て支援事業及び訪問活動等を行い、引き続き地域と市が一体となって子育て世帯の支援を実施した。 広報等でサポーター養成の周知を行い、年2回の養成講座を実施。課題として応募数の少なさや地域によってサポーター数にばらつきがあり、世代交代していく時期に来ているため、今後も様々な機会をとらえて、子育て応援サポーターへの登録を働きかけていく必要がある。
2	【再掲】 乳幼児親子交流・支援事業	乳幼児親子居場所提供事業 ～つどいの広場でんでんむし事業～ 地域乳幼児親子交流促進事業 ～ミニつどいの広場事業～ IPPOプログラム事業	子育て中の親子が気軽に利用し、参加者同士のふれあいにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供する。	身近に気軽に、地域の中で子育てがしやすい環境を充実する必要があるため、学童保育所での実施に加え、地域展開として、土曜広場、パパ・ママ講座、公園ミニつどい、オンライン広場を実施した。各事業への父親の参加も増加しており、交流の場となっている。また発達や子育ての相談ができる居場所「COCOほっと」を土曜ミニつどい広場に設置し、センターにつなぐことができた。多胎児の親子も参加しやすいように、多胎児育児の経験のあるスタッフを配置したり、多胎児同士の交流も企画したが、参加のタイミングが合わず、多胎児親子同士の交流ができなかった。
3	【再掲】 地域乳幼児親子交流・支援事業	乳幼児親子交流事業 ～親子あそび事業～	乳幼児の保護者の子育てへの不安感や孤立感を軽減するため、青柳児童センター・千鳥児童センター・ししぶ児童センターで、親子あそびや仲間づくりができる乳幼児事業を行う。	各児童センターで保育士資格を持つ職員が中心となり、季節に応じたあそびの企画・運営を行う「乳幼児親子あそび」を月１回～４回開催し、多くの乳幼児親子が参加した。 年間の総実施回数は昨年度と同回数であったが、乳幼児参加者数は３児童センター合わせて882人となり、令和6年度（791人）から増加した。
4	【再掲】 児童権利擁護事業	子ども食堂支援事業 親子関係形成支援事業	（子ども食堂支援事業） 子どもが安心して過ごせる居場所づくりを推進するとともに、支援が必要な子どもを適切な支援につなげることを目的として、子ども食堂を運営する団体に給付金を支給する。 （親子関係形成支援事業） 子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、ペアレントトレーニングを通じて、保護者同士で不安を共有したり、スキルを身につけ、親子関係の構築を図る。	（子ども食堂支援事業） 子ども食堂を運営する団体に対し、開設費及び運営費を補助する「子ども食堂支援事業補助金」を令和7年度は7団体に給付した。 市内に実施団体が増えており、市民への周知や団体同士の情報共有等を行っていく必要がある。 （親子関係形成支援事業） 子育てに悩む母親を対象にノーバディーズ・パーフェクトプログラムを実施。11名の参加。父親向けのプログラムも開催し６名の参加があった。子育ての悩みを共有し、親同士のつながりを育むことができた。
5	【再掲】 青少年育成活動推進事業	放課後子供教室事業 寺子屋 通学合宿 子どもわくわくフェスタ	市の地域活動指導員が、地域単独では困難な活動の企画・運営を支援し、子どもたちが豊かにたくましく育つ環境を地域で育む。また、地域での活動や支援を通して、地域の教育力の向上を図る。	通学合宿や寺子屋など、地域が主体となり実施する事業について、参加児童数や実施地域が増加し、子どもの体験活動の場の充実につながった。 通学合宿は、昨年度と同様、３校区（青柳・古賀西・花鶴）で実施され、計74人の児童が参加した。また、寺子屋は、校区コミュニティや自治会が主体となった活動の増加および夏休みだけでなく、冬休み、春休みも実施する地域が増え、計1,360人の児童が参加した。実施地域の更なる拡大に向けた事業周知及び協力者の確保が課題となっている。
6	【再掲】 読書活動促進事業	地域文庫活動支援事業	（地域文庫・読書ボランティア支援事業） ボランティア団体・地域文庫には団体貸出等で活動支援を実施。子どもを対象とした読書活動団体および興味関心がある個人の支援を行う。	ボランティア団体・地域文庫には団体貸出等で活動支援を実施。 読書ボランティア講座については、実施年度を隔年にするなど事業内容見直し等含め検討。

基本目標３　保護者が安心して子育てができる環境を確保します

（３）ライフ・ワーク・バランスの促進

No.	事務事業名	事業概要等	事業内容	令和7年度成果と課題
1	【再掲】 乳幼児親子交流・支援事業	乳幼児親子居場所提供事業 ～つどいの広場でんでんむし事業～ 地域乳幼児親子交流促進事業 ～ミニつどいの広場(パパ交流広場)事業～ IPPOプログラム事業 ～はじめのパパいっぽ～	子育て中の親子が気軽に利用し、参加者同士のふれあいにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供する。	身近に気軽に、地域の中で子育てがしやすい環境を充実する必要があるため、学童保育所での実施に加え、地域展開として、土曜広場、パパ・ママ講座、公園ミニつどい、オンライン広場を実施した。各事業への父親の参加も増加しており、交流の場となっている。また発達や子育ての相談ができる居場所「COCOほっと」を土曜ミニつどい広場に設置し、センターにつなぐことができた。多胎児の親子も参加しやすいように、多胎児育児の経験のあるスタッフを配置したり、多胎児同士の交流も企画したが、参加のタイミングが合わず、多胎児親子同士の交流ができなかった。
2	【再掲】 地域乳幼児親子交流・支援事業	乳幼児親子交流事業 ～親子あそび事業～	乳幼児の保護者の子育てへの不安感や孤立感を軽減するため、青柳児童センター・千鳥児童センター・ししぶ児童センターで、親子あそびや仲間づくりができる乳幼児事業を行う。	各児童センターで保育士資格を持つ職員が中心となり、季節に応じたあそびの企画・運営を行う「乳幼児親子あそび」を月１回～４回開催し、多くの乳幼児親子が参加した。 年間の総実施回数は昨年度と同回数であったが、乳幼児参加者数は３児童センター合わせて882人となり、令和6年度（791人）から増加した。
3	男女共同参画推進事業	男女共同参画啓発事業 (男女共同参画社会実現のための啓発や講演会の開催)	男女がお互いにその人権を尊重しつつ、共に責任を担い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できるまちづくりを推進するため、市民、事業所等に対してセミナーの開催や出前講座を実施する。	男女共同参画に係る一行詩の募集等の呼び掛けを行い、市内全小中学校、玄界高等学校からの応募があった。小中学校の教職員が作成している、古賀市独自の人権副読本「いのちのノート」に男女共同参画一行詩の作成が組み込まれている学校もあり、一般募集も含めて2,014件の作品応募があった。広報誌への記事掲載や、こがパパ写真展と一緒に家事育児促進に関わるデータやチラシを配架し、固定的役割分担意識の解消に努めた。
4	【再掲】 職業紹介事業	無料職業紹介所による就職支援	古賀市無料職業紹介所を人権センター横に設置し、求職者に対して求人票の閲覧や相談者への就職の相談・紹介を行う。	昨年度と比較し市民全体の就職決定率は減少（R6：53.3%→R7：48.3%）、高齢者の就職希望者が増加していることが影響している。また、10代～20代の就職決定者数は減少（R6：14名→R7：11名）、インターネットの普及により、職業紹介所を介さない就職の増加が影響している可能性がある。今後も無料職業紹介所のPRや丁寧な相談対応等を引き続き実施していく。

基本目標３　保護者が安心して子育てができる環境を確保します

（４）ひとり親家庭への支援

No.	事務事業名	事業概要等	事業内容	令和7年度成果と課題
1	児童扶養手当事業	児童扶養手当事業	子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、障がい児については20歳未満）を監護しているひとり親家庭等の保護者に対し、児童扶養手当を支給する。	子どもを監護しているひとり親家庭等の保護者に対して、適正に児童扶養手当を支給することで、ひとり親家庭等の子育て世帯への経済的支援を行うことができた。
2	ひとり親家庭等支援事業	母子父子寡婦福祉資金貸付事業 母子父子家庭自立支援給付金事業	（母子父子寡婦福祉資金貸付事業） ひとり親家庭の保護者または児童の貸付希望者に対し、県婦人相談員とともに面談を行い、貸付申請を進達する。 （母子父子家庭自立支援給付金事業） ひとり親家庭が自立するのに必要な技能・資格の取得に要する費用の一部を支給する。	（母子父子寡婦福祉資金貸付事業） 県のひとり親向けの冊子や「子育てBOOK」に情報を掲載している。市広報、ホームページにおいても制度の周知を行った。令和７年度は貸付者数は０名で、給付型奨学金が創設されたことが一因と考えられる。 （母子父子家庭自立支援給付金事業） ひとり親家庭等に対し、就職のための資格取得にかかる費用を支援することにより、就労による自立を促進し、生活の安定を図ることができた。令和７年度は、7名に高等職業訓練促進給付金を支給した。
3	ひとり親家庭等医療事業	ひとり親家庭等医療費用負担軽減事業	ひとり親家庭等の対象者の申請に基づき医療証を交付し、現物支給等により医療費の一部を支給する。	受給者（保護者）の経済的負担を軽減することができた。 ひとり親家庭等医療受給者数　４５１人 養育者のみ計上しており、子どもについては子ども医療制度に加入。

令和８年度　新規事業

No.	事務事業名	事業概要等	事業内容
1	職業紹介事業	就職を希望する方の市内企業への就職促進のため、合同会社説明会を開催する。	求人・求職者におけるミスマッチ解消及び就職を希望する高校生の市内企業への就職促進のため、合同会社説明会（会社概要等の説明等）を開催する。
2	保育提供体制確保事業	保育士等確保・定着事業	市内保育施設等の保育士等（保育士・保育教諭・幼稚園教諭）の確保・定着を図るため、市内保育施設等に新たに雇用された保育士等に対して、補助金を交付する。
3	乳幼児健康支援事業	乳幼児健康診査事業	これまで実施していた生後４か月児、１０か月児、１歳６か月児及び３歳児に加え、１か月児に対して健康診査を行い、疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行うことで、その進行を未然に防ぎ、乳児の健康の保持増進を図るため、健診受診に対する補助金を交付する。
4	小児感染症対策事業	小児予防接種事業	妊婦が妊娠中にRS母子免疫ワクチンを接種することで母体内で作られた抗体が胎盤を通じて胎児に移行し、生まれた乳児が出生時からRSウイルスに対する予防効果を得られるものであり、令和８年4月から、妊娠28週0日～36週6日の妊婦を対象に定期接種として導入する。
5	青少年育成活動推進事業	（子どもに関わる大人の人材育成事業） 子どもに関わる大人を対象に、基礎的な講座等を実施実施し、子どもの育ちを支える場の担い手の育成を図る	子どもに関わる大人を対象に、現代の子どもを取り巻く環境、子どもの権利、および遊びの重要性に対する理解を深め、実践を支える基礎的な講座等を実施することにより、子どもの健やかな育ちを支える場の担い手となる人材を育成し、地域における支援体制の強化を図ることを目的とする。
6	青少年育成活動推進事業	（英語検定受験補助金） 市内の高校に通学している高校生及び、市内に住所を有する高校生の年代の方を対象に、実用英語技能検定（英検）の検定料の一部を補助する	市内の高校に通学している高校生及び、市内に住所を有する高校生の年代の方を対象に、実用英語技能検定（英検）の検定料の一部を補助。英検受験の機会を拡大することにより、英語力及び学習意欲の向上を図り、青少年の将来の目標の実現、ひいては古賀市の発展に寄与することを目的とする。

古賀市子ども計画　参考指標

参考指標		現状 （R4 実績）	めざす 方向性	R7 実績
1	出生数	409 人	－	338 人
2	18 歳未満の子どもの数	9,988 人	－	9,554 人
3	乳児家庭全戸訪問率	99.5%	→	99.1%
4	専門職による保健指導・相談支援件数	1,889 件	→	1,837 件
5	保育所待機児童数（年度当初４月）	０人	→	０人
6	将来の夢や目標を持つ生徒の割合	72.5%	↑	74.7%
7	35 人以下学級達成率	100%	→	100%
8	古賀市標準学力調査結果の全国平均比　小６（国語）	99.5%	↑	98.3%
9	古賀市標準学力調査結果の全国平均比　小６（算数）	100.2%	↑	101.5%
10	古賀市標準学力調査結果の全国平均比　中２（国語）	101.1%	↑	103.3%
11	古賀市標準学力調査結果の全国平均比　中２（数学）	102.7%	↑	106.3%
12	肥満の子どもの割合　　小学生（５年男子）	13.8%	↓	
13	肥満の子どもの割合　　小学生（５年女子）	10.7%	↓	
14	肥満の子どもの割合　　中学生（２年男子）	10.2%	↓	
15	痩身傾向児の出現率　　中学生（２年女子）	3.8%	↓	
16	児童センター来館者数	22,688 人	↑	42,014 人
17	放課後子供教室参加児童数（延べ）	13,632 人	↑	20,155 人
18	(障がい者本人、家族、親族等からの)相談件数	2,499 件	↑	2,287 人
19	障がい者支援センター「咲」延べ利用者数	3,383 人	↑	3,124 人
20	特別児童扶養手当受給世帯数	187 世帯	－	222 世帯
21	子ども家庭相談延べ件数	282 件	↑	189 件
22	要保護児童対策地域協議会対応延べ件数	687 件	↑	428 件
23	凶悪・粗暴・知能犯の認知件数	凶悪犯　１件 粗暴犯 26 件 知能犯 11 件	→ ↓ ↓	凶悪犯　４件 粗暴犯　21 件 知能犯　34 件
24	交通事故発生件数	241 件	↓	175 件
25	児童手当等給付世帯数	4,439 世帯	－	5,052 世帯
26	親子交流事業への親子の利用者・参加者数	10,370 人	→	15,485 人
27	乳幼児親子交流支援事業　父親の参加数	33 人	↑	54 人
28	児童扶養手当受給世帯	515 世帯	－	468 世帯
29	ひとり親家庭等相談件数	83 件	↑	39 件